

議案第16号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1の10の部中「証明書自動交付機」を「多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線により接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）」に改め、同表11の部、14の部及び21の部中「証明書自動交付機」を「多機能端末機」に改める。

別表第5の18の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表72の項中「平成28年東近江市条例第31号」を「平成28年東近江市条例第42号」に改め、同表73の項中「第1号から第7号まで」を「各号」に、「同項ただし書き」を「同項ただし書」に改め、同表75の項中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、「記載事項」の次に「、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（各計画の変更を含む。）及び建築物のエネルギー消費性能の認定」を加える。

別表第6の9の部中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

別表第7の1の部中「滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）第6条及び第8条第3項」を「東近江市屋外広告物条例（平成30年東近江市条例第 号）第9条」に改める。

別表第8の1の項中「鳥獣の保護及び」の次に「管理並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5の改正規定 平成30年4月1日
- (2) 別表第1の改正規定 平成30年9月25日
- (3) 別表第7の改正規定 平成30年10月1日